

- 朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助
- 雪下ろし、除雪
- 台風時等自然災害への防備
- 健康管理に関する助言等
- 栄養管理に関する助言等
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

④ 事業実施にあたっての留意点

この事業は、生活援助内容に応じ必要な知識経験を有している人々がサービスの担い手として幅広く参加することを想定している。このため、経験豊富で健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアが積極的に参加できるよう、シルバー人材センター等を活用した体制づくりを行うこと。

(オ) 住宅改修支援事業

① 実施方法

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う。

② 事業内容

- 住宅の改良に関し、保健婦、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。
- 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整。
- 施工後の評価及び利用対象者に対する指導。
- その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整。

③ 留意事項

介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門

性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合について、これを市町村の委託事業又は市町村助成事業として、本メニューの対象事業とすることができる。

なお、その場合の単価は、1件当たり2,000円とする。

ただし、「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12年9月27日老発第654号）の別紙「在宅介護支援センター運営事業等実施要綱」の1の(5)のアの(ケ)に基づき理由書を作成する場合は、本メニューの対象事業とはできない。

(カ) 訪問理美容サービス事業

① 実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとする。

③ 利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

(キ) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

① 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グループリビング）に対し、次の支援を行う。

- a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

② 利用対象者

おおむね 60 歳以上の高齢者であって、同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同で行うことができるもの。

③ 利用定員

5人から 9人。

④ 事業実施にあたっての留意点

当該居住形態が 5 年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

(ク) 短期入所振替利用援助事業

① 実施方法

介護保険サービスにおいて、訪問通所サービスの区分支給限度額を短期入所利用に振替希望する者に対し、市町村（市町村から委託された者を含む。）が必要な相談・援助を行うか又は市町村がこれらを行う居宅介護支援事業者に助成する。

② 利用対象者

「居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額」（平成 12 年 2 月厚生省告示第 33 号）第 3 号及び第 6 号に基づき、訪問通所サービスの区分支給限度額を短期入所利用に振替希望する者。

③ 留意事項

本事業に係る単価は、1 件当たり 1 月 2,000 円とする。

なお、本事業は、平成 13 年 12 月までの時限措置とする。

(ケ) その他の事業

① 実施方法

（ア）から（ク）までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であって厚生労働大臣が適当と認めるものを行う。

② 事業実施にあたっての留意点

本事業を実施するにあたっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に

事業を実施すること。

(2) 介護予防・生きがい活動支援事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 運 営

市町村は、本事業の運営に当たっては、1の(1)のエの①から⑤に準じて行うこととするほか、次に留意するものとする。

- ① 市町村は、特に、保健センター及び基幹型在宅介護支援センターを有効に活用し、保健担当部局と福祉担当部局とが一体となって本事業の運営に当たるものとする。
- ② 保健事業実施要領（平成12年3月31日老発第334号）において実施している「機能訓練（B型）」については、本事業の中で、一体的に実施するものとする。

オ 実施事業

(ア) 介護予防事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

① 事業内容

a 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）

○ 転倒骨折予防教室の開催（生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等）

○ 生活環境・習慣の改善（転倒骨折予防ケアのための生活支援）

b アクティビティ・痴呆介護教室

○ アクティビティサービスの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）

○ 痴呆介護教室の開催

c I A D L（日常生活関連動作）訓練事業

○ 自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）

○ 生活環境・習慣の改善

d 地域住民グループ支援事業

○ 住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）

○ 地域住民による定期訪問活動

e その他事業

その他介護予防に資する教室等であって厚生労働大臣が適当と認めるものを開催する事業

② 事業実施に当たっての留意点

本事業を指定痴呆対応型共同生活介護事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費又は保健衛生施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

(イ) 高齢者食生活改善事業

① 事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目